

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

西海市立西彼北小学校

## (1) 教育目標

### 【教育理念】

自ら学び 豊かにかかわり合い たくましく生きる ～主体性 協働生 自信～の涵養

### 【学校教育目標】

やりたいがあふれる学校の創造

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条）

## (3) いじめ防止に向けた本校の基本姿勢

○いじめを決して許さない姿勢。

○いじめはどの学級にもどの学校にも起こりえるという認識。

○「いじめの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う」という認識のもと、法に則った、正しい認知。

○チーム西彼北で連動して動く 組織的・継続的な取組。

## (4) めざす子ども像

○人のいたみが分かる子

- ・思いやりや優しさをもった子ども
- ・自信をもって生活し、互いを尊重しあえる子ども

## (5) いじめ対策委員会

保護者・地域  
PTA 会長・副会長・  
各地区区長  
(計7名)

学校（校内委員会）  
校長・教頭・教務・指導教諭・  
生活主任・養護教諭・  
関係学年担任 (計7名)

有識者  
学識経験者・教育関係者  
・学校評議員  
(計3名)

### <いじめ対策委員会の役割>

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・必要に応じ、外部専門家の助言と協力を得ながら対応できるよう事例と対応を記録しておく。
  - ・校内委員会の構成メンバー内での連絡体制と役割分担を明確にしておく。

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・児童や保護者、地域住民が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順方法などを明確にしておく。

③ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・「生活指導連絡会」「子どもを語る会」の計画的な実施（それぞれ月1回実施）
- ・「心のアンケート」の実施（学期に1回）と活用
- ・個人面談の実施（基本的に6月に1回。必要に応じて。）
- ・「あのねボックス」の設置と活用（常時）

④ いじめに組織的に対応するための中核としての役割

- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定や保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

## （6）「一人ひとりの心を大切に」－いじめの防止－

### 【教職員の取組（計画）】

- ・「わかる感」「できる感」を高める授業を通して、子どもの自己肯定感を高める。
- ・道徳教育や人権教育など教育活動全体で、「規範意識」や「思いやりの心」を育む。
- ・主体的に参加し、活躍できるような、やりたいがあふれる集団作りに努める。
- ・普段から児童や、家庭、地域と関係を深め、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめの防止について、家庭へ発信し、啓発に努める。

### 【児童の取組】

- ・縦割り活動や昼休みの遊びをとおして、他社理解を深める。
- ・道徳の授業や学校行事など様々な学習や経験をとおして、道徳性を身に付ける。
- ・児童会活動や学級会で、よりよい学校生活について考える。

### 【保護者の取組】

- ・子どもが悩みを相談しやすい家庭の雰囲気づくりに努める。
- ・学級PTAや専門部活動に積極的に参加し、情報交換を行い、保護者同士でも相談できる関係を築く。

## （7）「アンテナを張り巡らせて いじめ発見」－いじめの早期発見－

### 【学校の取組】

- ・教職員全員で児童を観察し、情報交換・共有を行う。
- ・教育相談体制の整備と相談機関の周知を図る。
- ・児童の支援体制について、家庭へも周知し、連携を図る。
- ・児童の様子を週案に記録し、活用を図る。

### 【児童の取組】

- ・いじめが行われていると感じたときには、周囲の友だちや大人に伝えたり、解消へ向けて取り組んだりする。
- ・こどもの人権110番・こども電話相談など、各種相談窓口があることを知る。

#### 【保護者の取組】

- ・学校や関係機関、地域と連携を図る。
- ・親子相談ホットラインなど、各種相談窓口があることを知る。

### （８）「チーム西彼北」－いじめに対する措置－

#### 【学校の取組】

- ・いじめられている児童の苦しみを受容するとともに、全力で守ることを約束するなど、心身の安全を保障・確保する。
- ・迅速に事実確認を行い、校内で情報共有を行う。
- ・いじめが発生した時の対応の流れをもとに、学校全体で組織的に対応していく。
- ・管理職に相談の上、速やかに関係児童の保護者へ連絡する。
- ・外部専門機関や、警察等とも連携して対応していく。
- ・個への対応だけでなく、集団に向けても支援・指導を行っていく。
- ・継続的に対応していく。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消できるものではないため、いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと２つの要件が満たされている場合であっても、見守り等の状況の注視や組織的な対応を継続する（少なくとも３ヶ月を目安とする）。

- ・いじめの重大事態であると判断した場合には、「いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3 文部科学省）」により適切に対応する。

※重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」と定義されている。

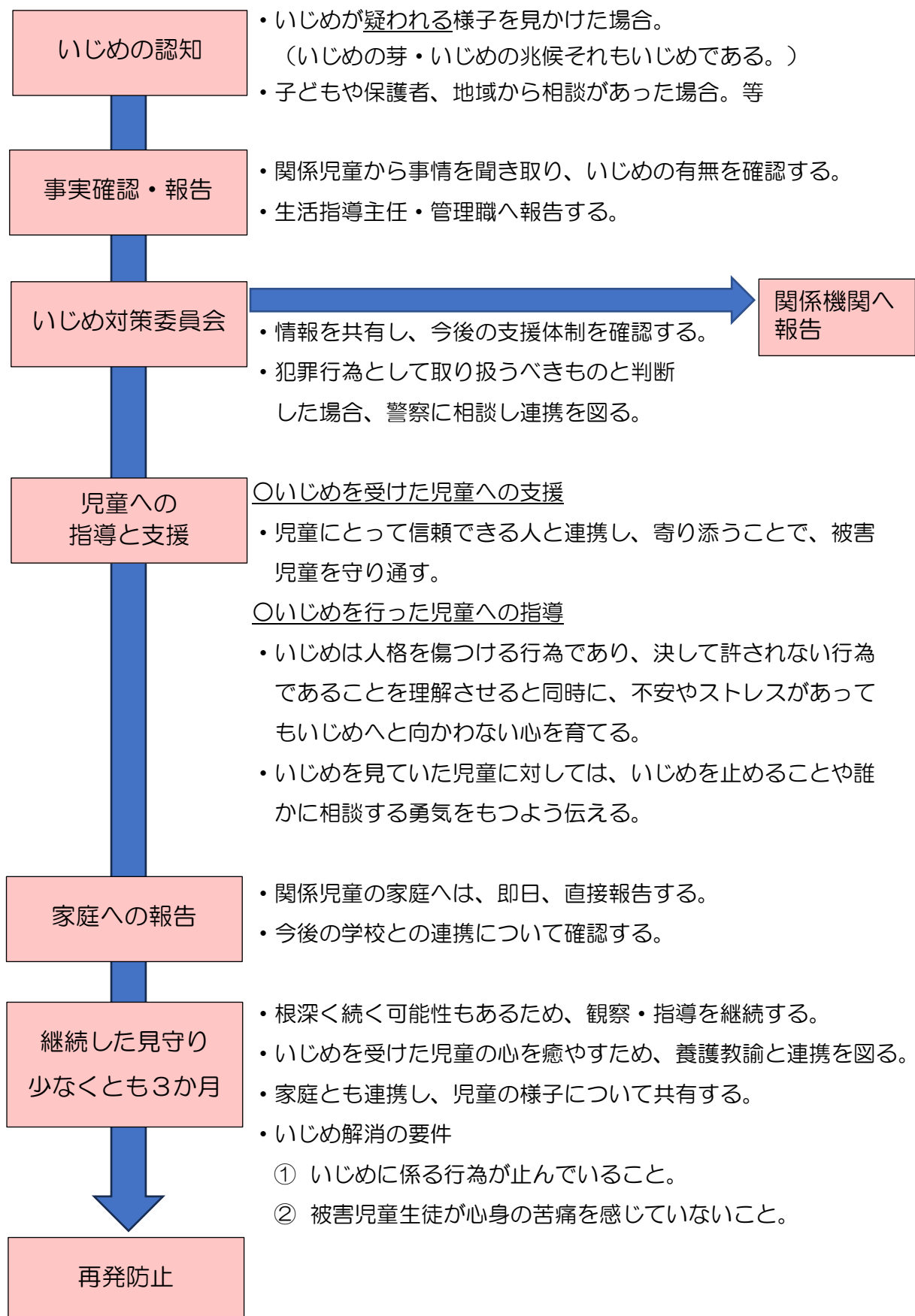
#### 【児童の取組】

- ・いじめを受けた児童は、信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人）の支援を受ける。
- ・アンケートや個別面談に応じ、事実を明らかにする。
- ・いじめた児童は、いじめは人格を傷つける行為であり、決して許されない行為であることを理解するとともに、不安やストレスがあってもいじめに向かわない心をもつようにする。
- ・いじめへの同調や傍観は、いじめ行為と同じであることや、いじめは自分にとって無関係ではないことを理解する。

#### 【保護者の取組】

- ・いじめの芽を発見したらすぐに学校へ知らせる。
- ・学校が行う調査に積極的に協力し、学校や専門機関と連携して、問題に対応する。

## (9) いじめが発生したときの対応



## （１０）保護者への啓発

### 【リーフレット】

保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

✓

監修 森田洋司 氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。  
☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。  
☐ 遅刻や早退がふえた。  
☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。  
☐ 勉強しなくなる。集中力がない。  
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。  
☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。  
☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

夜間（就寝後）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。  
☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。  
☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。  
☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。  
☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。  
☐ 学校や友達の話がへった。  
☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。  
☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。  
☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜（就寝前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。  
☐ 買ったおぼえない物を持っている。  
☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。  
☐ 勉強しなくなる。集中力がない。  
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。  
☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。  
☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

夕（下校後）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。  
☐ 勉強しなくなる。集中力がない。  
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。  
☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。  
☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。  
☐ 勉強しなくなる。集中力がない。  
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。  
☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。  
☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

■「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」  
もしかしてと  
思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを責めに伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
 「無視しない」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

### 【相談窓口】

- ・親子ホットライン（県教育センター） 0120-72-5311（大村市）
- ・ヤングテレフォン（県警察本部少年課） 0120-78-6714（長崎市）
- ・子ども・家庭110番 095-844-1117（長崎市）
- ・こころの電話 095-847-7867（長崎市）
- ・こどもの人権110番（長崎地方法務局） 0120-007-110（長崎市）
- ・長崎いのちの電話 095-842-4343（長崎市）
- ・こども電話相談 0959-22-0750（西海市）
- ・SNS 相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」

<https://r.arara.com/jFKfLmda>

## (11) 早期発見のためのチェックポイント

### ◆いじめられている子供が発するサイン

#### ①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛や腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

#### ②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じる。
- ☐ 元気のない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている。)
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

#### ③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子供の席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

#### ④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

### ◆学校の生活場面でのチェックポイント

#### ①学級の雰囲気

- ☐ グループにしかわからないあだ名で特定の子供のことを話している。
- ☐ 全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がらない。覇気が感じられない。
- ☐ 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- ☐ ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。
- ☐ 特定の子供がグループから離れて一人で行動するようになる。

#### ②登校時や朝の会

- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- ☐ 顔や体に傷やあざがある。

③授業時間

- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐ 特定の子供が発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
- ☐ 一人で活動することが多い。

④昼食時

- ☐ 給食を残しがちである。
- ☐ 弁当や給食のデザートを他人に与えている。
- ☐ 給食当番の場合、特定の子供がさわった食器をさわらない。
- ☐ グループで食べる時、特定の子供の机と机を離れたがる。

⑤休み時間

- ☐ トイレなどに閉じこもりがちである。
- ☐ 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- ☐ 体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。
- ☐ 友だちとよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室などにいることが多く、一人になりたがらない。

⑥掃除や諸活動

- ☐ 一人でしていることが多い。(させられている?)
- ☐ いつも後かたづけをさせられている。
- ☐ 特定の子供の机を運ぼうとしない。

⑦学級活動や班・係活動

- ☐ 役員や選手などの選出のとき、特定の子供の名前が冷やかしてあがる。
- ☐ 学級内の問題が生じると、特定の子供の名前がすぐあがる。
- ☐ 班長などをやめたいと急に言い出す。
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- ☐ 席替えの後、机と机を離れたがる。

⑧放課後

- ☐ 友達というより教師と話したがる。(自分のことは語ろうとしない。)
- ☐ 特定の友達と帰るが、なんとなく浮かない顔である。